

報告・協議3

1 学年1学級規模の県立高等学校の状況について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和2年5月15日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

## 1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況について

### 1 1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況（令和 2 年 5 月 1 日現在）

	生徒数の状況	学 校 名
全 校 生徒数	80 人以上の学校〔13 校〕	佐伯, 大柿, 加計, 加計・芸北分校, 上下, 東城, 瀬戸田, 豊田, 湯来南, 西城紫水, 大崎海星, 賀茂北, 音戸
	80 人未満の学校〔0 校〕	—
	前年度と同数又は上回った学校〔6 校〕	佐伯, 大柿, 加計, 上下, 瀬戸田, 豊田
	前年度を下回った学校〔7 校〕	加計・芸北分校, 東城, 湯来南, 西城紫水, 大崎海星, 賀茂北, 音戸
新入学 生徒数	前年度と同数又は上回った学校〔6 校〕	佐伯, 加計, 上下, 瀬戸田, 豊田, 賀茂北
	前年度を下回った学校〔7 校〕	大柿, 加計・芸北分校, 東城, 湯来南, 西城紫水, 大崎海星, 音戸

※下線は令和 2 年度から学級減になり, 1 学年 1 学級規模となった学校を示す。

### 2 瀬戸田高等学校の今後の在り方に係る対応について（案）

- 令和元年 5 月 9 日の教育委員会会議において、「瀬戸田高等学校の今後の在り方に係る対応について」（以下、「対応方針」という。）を決定。

令和元年度末までを限度として, 令和 2 年度の全校生徒数が 80 人以上となることを目指した取組を継続する。

- 令和 2 年 5 月 1 日の全校生徒数が確定したことから、「対応方針」に基づき, 次のとおり対応する。

#### 瀬戸田高等学校

令和 2.5.1 全校生徒数			
1 年	2 年	3 年	計
39 人	37 人	22 人	<u>98 人</u>



全校生徒数 80 人以上

#### ■今後の対応について（案）

- ・ 「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」に基づく取組を継続し, 毎年度の全校生徒数が 80 人以上となることを目指す。

### 1学年1学級規模の県立高等学校の全校生徒数

(単位:人)

学校名	区分	平成28年度 (5/1)	平成29年度 (5/1)	平成30年度 (5/1)	令和元年度 (5/1)	令和2年度 (5/1)
佐伯	全校生徒数	82	80	91	81	90
	1年	26	27	40	23	33
	2年	27	26	26	36	23
	3年	29	27	25	22	34
大柿	全校生徒数	68	77	73	92	98
	1年	21	33	25	40	38
	2年	25	20	29	25	36
	3年	22	24	19	27	24
加計	全校生徒数	104	106	102	100	109
	1年	40	31	34	40	40
	2年	37	40	28	32	38
	3年	27	35	40	28	31
加計・ 芸北分校	全校生徒数	86	95	98	104	102
	1年	34	39	31	41	35
	2年	22	34	35	30	37
	3年	30	22	32	33	30
上下	全校生徒数	93	89	93	79	83
	1年	39	27	32	24	30
	2年	27	36	25	32	22
	3年	27	26	36	23	31
東城	全校生徒数	103	95	99	101	95
	1年	35	29	35	36	25
	2年	32	35	30	35	35
	3年	36	31	34	30	35
瀬戸田	全校生徒数	70	60	60	78	98
	1年	16	15	31	38	39
	2年	30	16	15	25	37
	3年	24	29	14	15	22
豊田	全校生徒数	77	72	81	82	82
	1年	35	30	29	33	35
	2年	19	26	27	23	26
	3年	23	16	25	26	21
湯来南	全校生徒数	89	85	97	94	89
	1年	37	31	37	32	29
	2年	24	32	31	35	28
	3年	28	22	29	27	32
西城紫水	全校生徒数	75	81	82	98	87
	1年	22	43	37	32	31
	2年	25	14	34	34	29
	3年	28	24	11	32	27
大崎海星	全校生徒数	69	88	101	102	91
	1年	31	39	36	37	25
	2年	20	30	36	33	36
	3年	18	19	29	32	30
賀茂北	全校生徒数	143	140	96	90	87
	1年	46	38	19	35	35
	2年	59	44	35	19	35
	3年	38	58	42	36	17
音戸	全校生徒数	133	135	129	118	90
	1年	44	56	52	27	18
	2年	47	38	42	50	25
	3年	42	41	35	41	47

平成 30 年 8 月 10 日教育委員会会議決定

## 大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方に係る対応方針

平成 30 年 8 月 10 日

### 【対応方針】

大柿高等学校及び瀬戸田高等学校については、引き続き、学校の活性化に向けた取組を継続することとし、平成 31 年度の全校生徒数が 80 人以上（平成 31 年 5 月 1 日時点）となることを目指す。

#### 1 対応方針の理由

- 両校の学校活性化地域協議会（以下、「協議会」という。）に対し、今後の学校の在り方や「対応方針（素案）」についての意見を聴取した結果、
- ・ 両校の協議会において、「対応方針（素案）」への理解が得られ、学校の更なる活性化や生徒数の確保に向けた取組をより一層進めていくことについて、改めて強い意思が示されたこと。
  - ・ 学校の活性化に向けた取組を継続することにより、市をはじめとする地元地域から引き続き支援が得られることや、更なる取組の成果が表れることに期待ができること。
- などから、両校とも、学校の活性化に向けた取組を継続させ、平成 31 年度の全校生徒数が 80 人以上となることを目指すことが適当である。

#### 2 平成 31 年度以降の対応について

- 平成 31 年度の全校生徒数の状況により、平成 32 年度以降の学校の在り方を判断する。
- (1) 平成 31 年度の全校生徒数が 80 人以上の場合
- ・ 「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」（以下、「基本計画」という。）に基づく取組を継続する。
- (2) 平成 31 年度の全校生徒数が 80 人未満の場合
- ・ 平成 32 年度から、「基本計画」に掲げる①から③までのいずれかとする。ことを原則とする。
- ただし、平成 31 年度の新入学生徒数の状況などを踏まえ、取組の成果が表れていると認められる場合には、平成 31 年度末までを限度として、全校生徒数 80 人以上を目指した取組を継続する。

#### 3 県教育委員会の対応について

- 学校の更なる活性化や次年度新入学生徒の確保に向け、例えば、関係課の職員が定期的に学校を訪問し、教科指導や生徒指導、学校運営などについての指導・助言を行うなど、県教育委員会の関係課が一体となり、両校の活性化に向けた取組を支援していく。

## 今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（平成 26 年 2 月 26 日） 関係部分抜粋

## 5 県立高等学校の配置及び規模の在り方

## (2) 取組の方向性

～略～

- 1 学年 1 学級規模の全日制高等学校については、各学校が学校関係者、所在する市町及び市町教育委員会等で構成する「学校活性化地域協議会（仮称）」（以下、「協議会」という。）を設置し、その協議会において、教育活動や部活動等において他校に見られない取組の強化等による活性化策を検討します。

その検討結果を踏まえ、各学校において、3 年間、市町と連携しながら活性化策を実施し、全校生徒数が毎年度、収容定員の 2/3（80 人）以上となることを目指します。

以上の協議会の設置及び活性化策の検討・実施に係る 3 年間の経過した後、全校生徒数が 2 年連続して収容定員の 2/3（80 人）未満となった学校については、協議会の意見を聴いた上で、地理的条件を考慮し、次の①から③までのいずれかとします。

- ① 近隣の県立高等学校のキャンパス校
- ② 特定の中学校と緊密な連携による一体的な学校運営を行う「中高学園構想（仮称）」への移行
- ③ 統廃合（市町立学校としての存続を含む）

ただし、教育活動及び部活動において、充実した活動を行うために、地域の人々が指導者として協力したり、地域の施設・設備が活用できるなど、地域の支援体制が整っており、これらの支援を受けながら、全国トップレベルの特筆すべき実績をあげ、将来も同様の成果が見込まれる学校については、別途検討します。

～略～